

秋田県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表

令和3年度における秋田県後期高齢者医療広域連合の人事行政の運営等の状況について、秋田県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（令和4年2月17日秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第4条第1項及び同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年8月2日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

令和3年度 人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

当広域連合の職員は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、秋田県及び県内市町村（以下、「派遣元自治体」という。）からの派遣職員で構成されており、職員は、派遣元自治体と広域連合との身分を併任しています。

なお、議会、選挙管理委員会及び監査の職員は、当広域連合事務局職員が兼務しています。

(1) 派遣元別職員数（令和3年4月1日現在）

| 派遣元団体名 | 人数 | 派遣元団体名 | 人数 | 派遣元団体名 | 人数 |
|--------|----|--------|----|--------|-----|
| 秋田県 | 1人 | 湯沢市 | 1人 | にかほ市 | 1人 |
| 秋田市 | 4人 | 鹿角市 | 1人 | 仙北市 | 1人 |
| 能代市 | 1人 | 由利本荘市 | 1人 | 上小阿仁村 | 1人 |
| 横手市 | 1人 | 潟上市 | 1人 | 八郎潟町 | 1人 |
| 大館市 | 1人 | 大仙市 | 2人 | 大潟村 | 1人 |
| 男鹿市 | 1人 | 北秋田市 | 1人 | | |
| 合 計 | | | | | 21人 |

(2) 職位別職員数（令和3年4月1日現在）

| 職位 | 事務局 局長 | 事務局 次長 | 課長 | 課長 補佐 | 班長 | 主査 | 主任 | 主事 |
|-----|-----------|-----------|----|----------|----|----|----|----|
| 職員数 | 1人 | 1人 | 2人 | 3人 | 2人 | 6人 | 4人 | 2人 |

※秋田県後期高齢者医療広域連合職員定数条例における定数は34人。

(3) 年齢別職員数（令和3年4月1日現在）

| 区分 | 24歳 未満 | 25～ 29歳 | 30～ 34歳 | 35～ 39歳 | 40～ 44歳 | 45～ 49歳 | 50～ 54歳 | 55歳 以上 |
|-----|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 職員数 | 2人 | 4人 | 4人 | 2人 | 4人 | 1人 | 2人 | 2人 |

2 人事評価の状況

当広域連合においては人事評価を実施しておらず、派遣元自治体が人事評価を実施するに当たり、必要に応じて連携を図っています。

3 給与の状況

職員の給与は、一部の手当を除き派遣元自治体から支給されており、支給額相当を当広域連合から人件費負担金として派遣元自治体に支給しています。

| 職員数 (A) | 給 与 費 | | | 一人当たり 給与費(D/A) |
|------------|---------------|-----------------|--------------|-------------------|
| | 人件費負担金 (B) | 手当(広域支給) (C) | 計 (B+C=D) | |
| 21人 | 131,251千円 | 5,036千円 | 136,287千円 | 6,490千円 |

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

| 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 | 1週間の勤務時間 |
|-------|--------|-----------|----------|
| 8時30分 | 17時15分 | 午後0時～午後1時 | 38時間45分 |

(2) 休暇

派遣職員の休暇については、年次有給休暇は派遣元自治体、その他の休暇は広域連合の規定を適用することとなっています。

| 種 類 | | 取得期間 |
|------------------|--------------|--|
| 年次有給休暇 | | 1年につき20日 |
| 病気休暇 | | 公務上の負傷等 必要と認められる期間 公務外の負傷等 90日以内で必要と認められる期間 |
| 特 別 休 暇 | 公民権行使 | 必要と認められる期間 |
| | 官公署出頭 | 必要と認められる期間 |
| | 出勤困難 | 必要と認められる期間 |
| | 現住居滅失等 | 必要と認められる期間 |
| | 災害 | 必要と認められる期間 |
| | 服忌 | 親族に応じた日数 |
| | 結婚 | 5日以内 |
| | 出産 | 出産予定日前6週間及び出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間 |
| | 妊産婦保健指導・健康診査 | 必要と認められる期間 |
| | 配偶者出産 | 2日以内 |
| | 生理 | 2日以内 |
| 育児時間 | 1日2回各1時間以内 | |

| | | |
|--|--------|---------------------------------------|
| | 夏季 | 7月から9月までのうち5日 |
| | 骨髄移植等 | 必要と認められる期間 |
| | ボランティア | 1年につき5日以内 |
| | 妊婦通勤緩和 | 1日につき1時間以内 |
| | 家族看護等 | 1年につき5日（2人以上は10日）以内 |
| | 短期介護 | 1年につき5日（2人以上は10日）以内 |
| | 育児参加 | 妻の出産予定日6週間前から出産の日後8週間を経過する日までの期間で5日以内 |
| | 出生サポート | 1年につき5日以内 |
| | 介護休暇 | 介護が必要な状態ごとに3回を超えず、通算して6月以内で必要と認められる期間 |
| | 介護時間 | 介護が必要な状態ごとに連続する3年以内で1日につき2時間以内 |

5 休業の状況

| 種 類 | 取得期間 |
|--------|------------------------|
| 育児休業 | 子が3歳に達する日までの期間 |
| 育児部分休業 | 子が小学校に入学するまでの間、1日2時間以内 |

令和3年度の取得実績はありませんでした。

6 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

| 免職 | 降任 | 休職 | 降給 |
|----|----|----|----|
| 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

(2) 懲戒処分の状況

| 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
|----|----|----|----|
| 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

7 サービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況

研修の受講や人間ドックの受診等、一定の事由に該当する場合、特例として職務に専念する義務を免除したほか、令和3年度は、新型コロナウイルスワクチンを接種する場合も免除対象に加えました。

(2) 営利企業等従事許可の状況

令和3年度の許可実績はありませんでした。

8 退職管理の状況

広域連合の職員は、すべて県内関係自治体からの派遣職員で構成されており、派遣元自治体と広域連合の身分を併せて有しています。

原則として、併任が免ぜられ、派遣元自治体に帰任後に退職することとなるため、退職管理は、派遣元自治体において行われています。

9 研修の状況

派遣元自治体の研修計画等に基づき、派遣元自治体で実施されているほか、当広域連合においても、メンタルヘルス研修会の開催や、職務の遂行に必要な知識等の向上を図るため、国民健康保険団体連合会等の他団体が実施する研修会にも参加しています。

10 福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理等について

当広域連合では、定期健康診断やストレスチェックを実施しているほか、人間ドック受診についても、服務上の便宜について配慮しています。

また、共済組合や福利厚生制度等については、派遣元自治体の制度に加入しています。

(2) 公務災害の発生状況について

| 区分 | 認定件数 |
|------|------|
| 公務災害 | 0件 |
| 通勤災害 | 0件 |

11 公平委員会の業務の状況

当広域連合では、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、公平委員会の事務を秋田県人事委員会に委託しています。

同委員会から報告を受けた令和3年度の業務状況は、次のとおりです。

| 事案 | 件数 |
|---------------|----|
| 勤務条件に関する措置の要求 | 0件 |
| 不利益処分に関する審査請求 | 0件 |